

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	185,123	145,542	105,383	105,924
	補正予算(b)	▲ 18,139	▲ 28,093	▲ 21,085	-
	繰越し等(c)	23,730	2,293	11,147	-
	合計(a+b+c)	190,714	119,742	95,445	-
執行額(百万円)	128,871	88,011	-	-	-
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針				

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		1	1	1	2	4	4	7	
	年度ごとの目標値		1	3	7	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
0		-	-	6.4万		5.3万	5万		
年度ごとの目標		-	-	7.5万		5万			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点に想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は目標値よりも少なくなっている。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整が続いている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和2年3月末時点で約263万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、令和2年3月末時点で、5施設が処理を完了、5施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和2年3月末時点で仮設焼却施設が稼働中。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和2年3月末時点で石巻圏域では処理が終了、仙南圏域では本格焼却を開始したものの令和元年東日本台風によって中断中、大崎圏域では令和2年度に本格焼却開始予定、黒川圏域では試験焼却は終了しその後は農地還元の方針となっている。また、栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針を平成30年11月に決定し、県・保管市町と調整を行っている。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和2年3月末時点で117,671袋搬入された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が着実に進んでおり、埋立処分に処理の段階が移行しているため、昨年度に測定指標を特定廃棄物埋立処分施設への搬入量に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------------	--------------------	-------------------	----------	--------